

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

令和3年3月31日

○出席委員

委員長 世古安秀
委員 奥村 敦
委員 浜口 一利

副委員長 坂倉 広子
委員 戸上 健
委員 坂倉 紀男

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・山下市民課長、片岡補佐、寺田係長

○職務のために出席した事務局職員

次 長 木 田 崇
議事総務係長

(午前10時20分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、改めまして、おはようございます。

本会議に引き続きお疲れさまです。

ただいまから総務民生常任委員会を再開します。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第96号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての1件であります。

これより付託議案の審査に入ります。

議案第96号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○山下市民課長 改めまして、おはようございます。市民課、山下です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第96号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について提出させていただきました。

議案のほうは、13ページ、14ページのほうをご覧ください。

今回の提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症に感染しました被用者等に係る傷病手当金の支給期間を再度延長したく、本提案とするものでございます。

12月議会におきまして、国の財政支援の適用期間の延長に伴い、傷病手当の支給期間を令和3年3月31日まで延長させていただきました。このたび、再度国の財政支援の適用期間について変更がなされまして、令和3年6月30日まで延長されることになりました。

新旧対照の表は23ページになりますので、ご覧ください。

この特例の期間の変更を附則にて、令和3年6月30日まで再度延長するように記載させていただきました。延長に伴う補正予算ですが、この後、予算決算委員会にて説明をさせていただきますので、ご了承ください。

以上で説明は終わります。よろしくご審査のほどよろしく申し上げます。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第96号について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、審査を終わります。

以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 討議もないようですので、これより議案を採決します。

お諮りします。

議案第96号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第96号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これもちまして、総務民生常任委員会を散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時25分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年3月31日

総務民生常任委員長 世 古 安 秀